



WTO 協定の義務違反の蔓延による その規範性の脆弱化

濱 田 太 郎

要旨 WTO 協定は一括受諾により先進国途上国を問わず同一の義務を課す。しかし、多数の途上国が様々な義務に違反し、事実上違反が放置され、その一部が追認されるに至る。こうした違反は、紛争解決制度ではなく、WTO の内部機関が加盟国からの国内法令等の通報を審査する国際コントロールを通じて明らかになる。国内法令通報義務違反は、形式的に手続法違反である通報義務違反であると同時に、当該協定を実施していないことは明白であるから、同時に実体的義務・主観的義務の違反を伴う。強力な紛争解決制度を備え高度に「法化」した WTO 協定において、履行する意思と能力を無視した過大な義務が課され、実体的義務・主観的義務の違反が顕在的・潜在的に蔓延しており、WTO 体制の正当性や条約規範の規範性が脆弱化される危機が起こっている。

キーワード WTO, WTO 協定, 途上国, 規範性

原稿受理日 2017年9月19日

Abstract The World Trade Organization (WTO) has a strong and effective dispute settlement mechanism to promote compliance with the WTO agreements. However, according to regular reviews by the WTO of notifications reported by member countries, many developing country members often violate procedural and substantive obligations under the WTO agreements. The WTO overlooks some of these violations and validates others. These recurring violations seriously damage the legitimacy of the WTO system and normativity of rules under the WTO agreements.

Key words WTO, WTO Agreements, Developing countries, normativity

1. 問題提起

(1) 規範性の希薄化・脆弱化

国際法学では法源論が動揺し、国際法の立法過程の動的過程に着目した「国際立法」概念が提唱されたり、伝統的国際法の形式的・静的法源である国際慣習法と条約には当たらないながらも国際法の立法過程に重要な役割を果たしていると考えられる「ソフトロー」に着目した研究が多数行われてきた⁽¹⁾。これらの学説は、国際法のハードな部分の規範性が希薄化・脆弱化することを懸念し提唱されている点で共通している。逆に言えば、①国際慣習法と違って条約は国家の権利義務を具体的に確定し、国家の作為又は不作為の義務を特定の指示すること、②条約とりわけ二国間条約は、特定された国家相互の具体的な関係を背景に締結されるものであるから、国家はそれぞれの国益の確保を十分に考慮したうえで、それを履行する意思と能力を相互に確認できる権利義務関係のみを設立することを当然の前提と理解している。

また、WTO では、明確に規定された権利義務を定める多数の規範が設けられており、これらの規範は「協力義務」⁽²⁾のような協力の内容を特定しないままに将来の協力に合意する新たな国際義務の形態とは対極的に位置している。

しかしながら、後述するように、WTO では、履行する意思と能力を無視した過大な義務が課され、義務違反が顕在的あるいは潜在的に蔓延し、こうした義務違反の蔓延が WTO 体制全体の信頼性を低下させ、条約規範の規範性を希薄化・脆弱化させている。

(1) 代表的な研究として、村瀬信也「現代国際法における法源論の動揺—国際立法論の前提的考察として—」『立教法学』第25号、1985年。同「国連海洋法条約と慣習国際法—「国際立法」のパラドックス—」外務省『海洋法と海洋政策』第9号、1986年。同『国際立法—国際法の法源論—』東信堂、2002年。奥脇直也「現代国際法における合意基盤の二層性—国連システムにおける規範形成と秩序形成—」『立教法学』第33号、1987年。同「国連法体系における国際立法の存立基盤—歴史的背景と問題の所在—」大沼保昭編『国際法、国際連合と日本』弘文堂、1987年。同「グローバル化時代における国際法—法の遵守と法化・分断化・立憲化の陥穽—」『現代国際法の思想と構造』東信堂、2012年。位田隆一「ソフト・ローとは何か(1)、(2)」『法学論叢』第117巻第5号及び第6号、1985年等。近年では、法規範性を論ずるよりもその機能（あるいは実態）を明らかにしようとする研究も多い。例えば、山本良「国際法実現過程におけるソフト・ローの機能」『国際法外交雑誌』第112巻第4号、2014年。内記香子「貿易紛争解決におけるソフトとハードの交錯—飯田報告に対するコメント—」『ソフトロー研究』第14号、2009年。さらに、これらの研究を見直し系統的に比較分析する有益な研究も見られる。例えば、齋藤民徒「ソフトロー論の系譜—国際法学の立場から—」、岩月直樹「ソフトロー論の系譜—国際法学の立場から—齋藤報告へのコメント」『ソフトロー研究』第4号、2005年。齋藤民徒「『ソフト・ロー』論の系譜」『法律時報』第77巻第8号、2005年。同「国際法と国際規範：「ソフト・ロー」をめぐる学際研究の現状と課題」『社会科学研究』第54巻第5号、2003年。

(2) 代表的な研究として、奥脇直也「捕鯨裁判の教訓—協力義務との関係において—」『日本海洋政策学会誌』第4号、2014年、6～21頁。同「国連海洋法条約における協力義務—情報の収集・提供・共有の義務を中心として—」『国際法の実践』信山社、2015年、409～454頁。

(2) 「法化」あるいは「司法化」に伴う義務違反の顕在化

国際政治学においては、規範の対象を広げかつその精度を高めて詳細な義務を課す規定を設け、その解釈適用を第三者機関に委ねることを広く「法化」と称し、近年多くの研究成果が出されている⁽³⁾。国際経済法特に WTO はこうした「法化」が高度・顕著に進んでいる分野の一つとされる⁽⁴⁾。

川島富士雄先生は、「法化（legalization）」について、義務、明確性及び委任の3つの側面で特徴付けられる制度化の特定の形態であるとして、第1の義務については国家等の行為者が規範に法的に拘束されること、第2の明確性については規範が要求・授権・禁止を明確に規定すること、第3の委任については第三者が規範の解釈適用の権限を有することであると述べられる⁽⁵⁾。そして、「司法化（judicialization）」をこの委任に着目したものとしてみれば、委任の水準を図る評価軸を提示したと説かれる。「司法化」においては、当事国のコントロールが強く及ぶ紛争解決手続よりも、当事国から独立した紛争解決手続の方が「司法化」の程度が高いと指摘されている。そして、こうした「法化」ないし「司法化」により短期間で集中的に多数の判例を蓄積させ、WTO の紛争解決制度が WTO 体制の安定性と予見可能性を高めたと評価する。WTO では高度に「法化」ないし「司法化」した紛争解決制度を通じて一般に遵守が促進され、多数の事例でパネル及び上級委員会報告が遵守され、当事国が満足する解決を実現した。しかしながら、他方で、その執行の側面においてパネル及び上級委員会報告の未履行・長期履行遅延の発生や対抗措置の限界が露呈され紛争解決制度の実効性に対する疑問が生じた。

未履行・長期履行遅延の問題について、ウィリアム・ディビー先生は、履行が必要とされるパネル報告書の60%は実施のための妥当な期間内または期間満了後速やかに履行されているものの、20%は履行に深刻な遅滞があり、10%が履行の有無について係争中、10%が履行されていないと指摘した。深刻な遅滞があった事例は主として米国、EU、日本、カナダ、オーストラリアであり、不履行の事例は主として米国であると指摘している⁽⁶⁾。荒木一郎先生は、いわゆる「大西洋間案件」（米国とEUの通商問題）が履行問題全体の

(3) 大矢根聡「国際規範の法化・遵守連鎖の逆説—WTOにおける法化の不均衡とその波及効果—」『国際法外交雑誌』第112巻第3号、2013年、28頁。

(4) 山田高敬「多国間制度の不均等な法化と私的権威の台頭」『国際法外交雑誌』第107巻第1号、2008年、74頁。

(5) 川島富士雄「WTO紛争解決手続における司法化の諸相—DSU運用の10年を振り返って—」日本国際経済法学会編『日本国際経済法学会年報』第14巻、2005年、93、94頁。

(6) ウィリアム・J・ディヴィー（荒木一郎訳）「WTO紛争解決手続における履行問題」川瀬剛志・荒木一郎編著『WTO紛争解決手続における履行制度』三省堂、2005年、13、14頁。

中で大きな比重を占めていると指摘している⁽⁷⁾。

WTO のように高度に「法化」が進行しても、こうした大国の履行を必ずしも促進することができず、紛争解決制度の実効性が害され、かえって WTO 協定の規範性や正統性が希薄化・脆弱化されることがある。多数国間条約の増加に伴う具体的規範の増加、紛争処理制度の増加を指す国際法の「法化」は、一般に履行を促進するが、本来履行能力を有するはずの大国が敢えて違反し、義務違反が顕在化することで、制度全体の信頼性が低下し条約規範の規範性が害されるのである。

本稿では、こうした大国による義務違反の顕在化に加え、「法化」が高度に進行した WTO 協定において、およそ条約締結国の履行能力からみて履行不可能な条約規定が多数設けられ、結局のところそれらが放置（受忍・黙認）されあるいは追認され、潜在的な義務違反が蔓延していることを指摘する。本稿では、先行研究が指摘する大国の義務違反と区別するために、これを「小国の義務違反」の蔓延化と呼ぶ。こうした「小国の義務違反」が WTO 体制の信頼性を低下させ、ひいては条約規範の規範性を希薄化・脆弱化させる恐れがある。

(3) 国際コントロールを通じて明らかになった多数の潜在的な義務違反（「小国の義務違反」）

上述の通り、「大国の義務違反」は紛争解決制度を通じて顕在化するのに対し、「小国の義務違反」は国際コントロールを通じて潜在的にその存在が確認されるに過ぎない。

WTO では高度に「法化」が進み、強力かつ自動的な紛争解決制度が備えられており、各加盟国が権利利益の侵害等の救済を得られるほか WTO 体制の予見性の向上の両方の目的を達成することができる。これに加えて、貿易政策検討制度や各理事会・委員会による通報審査制度が国際コントロールの一種として機能し WTO 体制の予見性の向上に寄与している。

森田章夫先生は、客観的義務違反の名宛国による履行確保を目的とする多辺的国际制度による監視や指導を国際コントロールと定義している。客観的義務とは、多数国間条約によって設定される義務を指し、内容的には個別国家の主観的権利・利益に対応する主観的義務とは異なる、多数国間によって統一的に充足すべき事務の配分として設定された国際法上の義務・基準であるとする。監視とは、情報収集と義務・基準の適合性審査を指す⁽⁸⁾。

WTO 協定は、加盟国に対し国内法令や措置の様々な通報義務を課し、その数は58項目

(7) 荒木一郎「いわゆる大西洋間案件の履行について」川瀬・荒木編著前掲書、410頁。

(8) 森田章夫『国際コントロールの理論と実行』東京大学出版会、2000年、12頁。

に及ぶ⁽⁹⁾。加盟国からの通報は各理事会・委員会で審査される。例えば、関税評価協定は、国内法令を関税評価協定に適合的にすることを確保する義務を課し、国内法令の改正や運用の変更を関税評価委員会に通報する義務を課す（第22条）。アンチダンピング協定は、国内法令を協定に適合的にすることを確保する義務を課し、国内法令の改正や運用の変更をアンチダンピング委員会に通報する義務を課す（第18条第4項及び第5項）。加盟国が適用したすべての仮措置及び最終的措置を遅滞なくアンチダンピング委員会に通報することを義務付け、事務局がそれらについてすべての加盟国に対し情報提供を行うことを規定する（第16条第4項）。

加盟国による通報と理事会・委員会による審査は、定期的に行われるものもあれば、通報があれば審査されるものもあるが、こうした審査が特定の加盟国の申立や出訴に応じて行われるものではなく、特定の加盟国の主観的権利利益の保障のために行われるものでもないため、国際コントロール、特に行政的国際コントロールに当たる。もっとも、WTOでは、こうした審査が特定の加盟国の主観的権利利益の保障に直結することがある。協定実施のための国内法令の通報については、手続法的規範である当該通報義務違反であることに加えて、協定を実施していないことは明白であり、同時に実体的義務・主観的義務の違反を伴っている。こうした実体規定の違反、主観的義務の違反に対する最終的救済は、紛争解決制度を経なければならないが、紛争解決制度に付託されることがなくても国内法令通報義務違反が明確化した以降は理事会や委員会を通じて履行が促され、一定程度実際に履行される⁽¹⁰⁾。

詳しくは後述するが、こうした国際コントロールを通じて、多数の「小国の義務違反」の存在が明らかになっている。「小国の義務違反」は通報義務違反という手続規定の違反であったり、履行が一定期間猶予される経過期間の経過という客観的事実により違反が明確になる場合であったりするが、理事会・委員会の機能により履行を促すことができず、結局違反が放置（受忍・黙認）され、一部の違反は追認されるまでになっている。

2. WTO における潜在的な「小国の義務違反」の蔓延

WTO 協定は、いわゆる一括受諾により、その附属書1、2及び3に含まれる協定等が

(9) WTO document WT/L/223/Rev.24.

(10) こうした国際コントロールの実態に着目した研究として、例えば、TBT委員会については、喜多一行「WTO/TBT協定と国際技術標準をめぐる諸問題」日本関税協会『貿易と関税』1999年3月号等を参照。

「不可分の一体」を構成し、すべての加盟国を拘束する（WTO 設立協定第2条第2項）。加えて、WTO 協定は、留保が原則として禁止されている（同第16条第5項）。ゆえに、WTO 協定は、原則として、先進国と途上国を問わず同一の義務を課す。しかしながら、途上国が直ちに協定上の義務を履行することが困難であると考えられたため、一定の経過期間を設け、経過期間を経過した後は、先進国と途上国のいずれも同一の義務を負うこととされた。

GATT では国際繊維貿易取極やいわゆる東京ラウンドコード等を締結するか否かは締約国の自由であり、ある協定を締結した国と締結していない国の中で権利義務の内容が異なり問題となっていた。一部の協定しか締結していない国がその他の協定について義務を負わずに利益のみ享受できるという懸念があったのである。こうした「摘み食い (*a la carte*) 方式」を避けるため、WTO 協定は一括受諾方式を導入した⁽¹⁾。GATT のウルグアイラウンドでは、それまで高度の自由化義務を課されることを回避しようとしていた途上国が政策を転換し、むしろ一方的措置や灰色措置により GATT の遵守を拒んできた先進国に対しても高度の自由化義務を伴う規律を積極的に課そうとした。これは一般に途上国の「体制内化」と呼ばれる⁽²⁾。こうした途上国の「体制内化」が一括受諾方式が合意された背景にある。

一括受諾の例外には2種類がある。第1に、国連で後発途上国と認められた国は、「個別の開発上、資金上及び貿易上のニーズ又は行政上及び制度上の可能性と両立する範囲において、約束及び譲許を行うことを要求される（WTO 設立協定第11条第2項）」。⁽³⁾しかしながら、いかなる範囲で両立するか具体的に定められていないため、新規加盟国たる後発途上国は、多くの自由化約束を義務付けられ、原加盟国たる途上国に比べて遥かに過大な義務を負う。第2に、附属書4に含まれる複数国間協定は、一括受諾の対象ではない。複数国間協定としては、政府調達協定（GPA）と民間航空機協定がある。しかし、WTO の新規加盟国に関しては事実上複数国間協定の加入が義務付けられ、原加盟国たる途上国に比べて遥かに過大な義務を負う自由化約束を行っている。このように、WTO では先進国途上国を問わず一様な義務が課され、後発途上国であれ複数国間協定であれ、新規加盟国は極めて高水準の自由化義務を負い、原加盟国と比べて明らかに履行能力を超えて具体的義務を負っている⁽³⁾。

(1) 中川淳司・清水章雄・平覚・間宮勇『国際経済法【第2版】』有斐閣、2012年、48頁。

(2) 柳赫秀「WTO と途上国—途上国の『体制内化』の経緯と意義（上）（下-I）（下-II）」日本関税協会『貿易と関税』1998年7月号、2000年7月号、2000年9月号参照。

(3) 詳しくは、拙稿「WTO 加盟交渉における発展途上国に対する『特別のかつ異なる待遇』条項」

(1) 経過期間の経過とその延長に関する問題

原加盟国ですら、経過期間を経過しても義務を履行できず、経過期間を延長してもまだなお履行できないという問題がある。

【表1】WTO 協定が定める経過期間

TBT 協定	要請に応じ協定の全部又は一部につき特定かつ一定の期限を付して免除できる	第12条第8項
SPS 協定	後発途上国は WTO 協定発効後5年間、その他の途上国は2年間協定の適用を延期できる	第14条
TRIMs 協定	後発途上国は WTO 協定発効後7年以内、その他の途上国は5年以内に違反措置を廃止しなければならない	第5条第2項
補助金協定	<ul style="list-style-type: none"> 禁止補助金規定については、途上国は WTO 協定発効後8年間適用免除。 附属書VIIに定める特定の途上国（後発途上国及び一人当たり国民総生産1,000米ドル未満の途上国）は恒久的に適用免除 	第27条第2項 附属書VII
関税評価協定	<ul style="list-style-type: none"> 東京ラウンドコードの締約国ではない途上国は WTO 協定が自国について効力を生ずる日から5年以内に限り協定の適用を延期できる。 輸入貨物の課税価額を一定の積算価額に基づかずに決定している国は、関税評価協定を適用した日から3年以内に限り関連規定の適用を延期できる。 	第20条第1項 第20条第2項
輸入許可手続協定	東京ラウンドコードの締約国ではない途上国は、WTO 協定が自国について効力を生ずる日から2年以内に限り、自動輸入許可に関する規定の一部の適用を延期できる	第2条第2項 脚注
TRIPs 協定	<ul style="list-style-type: none"> すべての加盟国は WTO 協定発効後1年間、協定適用義務が免除され途上国/移行経済国はその後4年適用を延期できる。 物質特許保護制度がない途上国は、物質特許保護についてさらに5年延期できる。 後発途上国は WTO 協定発効後10年間協定の適用を免除される 	第65条第2項 第65条第3項 第65条第4項 第66条第1項

経過期間条項とは、一定期間規定の適用を免除したり違反措置の是正廃止を免除する形でその履行期限を設ける規定である。協定によって期間が予め明定されているものと各委員会・理事会が経過期間を決定できるものに分かれる。予め期間が明定されている場合の経過期間の起算日は2種類ある。WTO 協定の発効日（1995年1月1日）から起算するものと、WTO 協定が自国について効力を生じる日から起算するものである。後者については、新規加盟国は加盟時点から経過期間を設けることができる。

前者の経過期間については本来いずれの経過期間も経過している。しかし、延長が認められており、TRIMs 協定については既存違法措置に対する適用免除という経過期間の延

↘の空洞化』『日本国際経済法学会年報』第12号、2003年。WTO 加盟の問題は国際的に活発に研究されており、研究の便宜を図るために、Edward Elger 社から論文集積集が発行された (Carlos A. Primo Braga and Oliver Cattaneo eds., “The WTO and Accession Countries”, Vol. I and II, Edward Elger, 2009.)。拙稿「WTO における後発途上国問題—二重規範論の再検討—」『日本国際経済法学会年報』第16号、2007年。

長ばかりではなく、新たに違反措置を導入することまで認められている。閣僚会議が「暫定的」としながらも期限を明定せずに後発途上国に違反措置の廃止を免除した。TRIPs 協定については経過期間が再三延長されており、経過期間は事実上無期限であると考えられる。

補助金協定の経過期間延長については、延長後の透明性に関する手続が導入された⁽⁴⁾が、必ずしも遵守されておらず、ドミニカ共和国、ヨルダン、エルサルバドル、ジャマイカ、グアテマラ、ベリーズ、モーリシャス、セントビンセント・グレナディン、グレナダが通報を行ったにすぎず、それらの通報を子細に見ると、グアテマラが廃止したのは2016年2月であり、ベリーズとモーリシャスは廃止の計画があるだけである⁽⁵⁾。附属書Ⅶの途上国で一人当たり国民総生産1,000米ドルを超えた国（例えばインドネシア）は通報は行っていない。

【表2】経過期間の延長承認事例

TRIMs 協定	<ul style="list-style-type: none"> ・経過期間延長を認める規定がある（第5条第3項） ・2001年7月31日、11月5日、物品貿易理事会は、アルゼンチン、コロンビア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、タイについて2003年12月末まで延長、ルーマニアについて2003年5月末まで延長を認めた ・2005年12月18日、閣僚会議は、後発途上国の既存違反措置を「暫定的に」認めた上、新たに違反措置を導入することを認めた⁽⁶⁾
補助金協定	<ul style="list-style-type: none"> ・経過期間延長を認める規定がある（第27条第4項） ・2007年7月31日、一般理事会は、アンチグアバーブーダ、バルバドス、ベリーズ、コスタリカ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、フィジー、グレナダ、グアテマラ、ジャマイカ、ヨルダン、モーリシャス、パナマ、パプアニューギニア、セントルシア、セントキッツ・アンド・ネイビス、セントビンセント・グレナディン、ウルグアイについて2015年12月末まで延長を認めた。 ・附属書Ⅶの途上国が一人当たり国民総生産1,000米ドルを超えた場合も延長手続に準じて取り扱われることとされた
TRIPs 協定	<p>経過期間延長を認める規定がある（第66条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2002年6月27日、TRIPs 理事会は、後発途上国に対し物質特許保護について2016年1月1日まで適用免除の延長を認めた ・2005年6月15日、TRIPs 理事会は、モルディブに対し2007年12月20日まで適用免除の延長を認めた ・2005年11月29日、TRIPs 理事会は、後発途上国に対し2013年1月1日まで適用免除の延長を認めた ・2013年6月12日、TRIPs 理事会は、後発途上国に対し2021年1月1日まで適用免除の延長を認めた ・2015年11月6日、TRIPs 理事会は、後発途上国に対し物質特許保護について2033年1月1日まで適用免除の延長を認めた

経過期間の延長が認められていない場合でも、WTO 設立協定第9条第3項に基づく義務免除（ウェーバー）が付与されることがある。

(4) WTO document WT/L/691.

(5) WTO document G/SCM/N/299/MLZ. G/SCM/N/299/MUS.

(6) WTO document G/L/223/Rev.24, p.9. もっとも、いまだ1カ国も新たな違法措置の導入を通報していない。

関税評価協定については、東京ラウンドコードの締約国ではない途上国は WTO 協定発効後 5 年以内適用を延期できるという経過期間条項が設けられている（第20条第1項）。輸入貨物の課税価額を一定の積算価額に基づかずに決定している国は、関税評価協定を適用した日から 3 年以内に限り関連規定の適用を延期できる（同第2項）。しかし、経過期間の延長は認められていない。

WTO 協定は原則として留保を禁止しているが、関税評価協定を含む多角的貿易協定については留保の規定がある場合に限り、当該規定が許す限度で留保することは認めている（WTO 設立協定第16条第5項）。関税評価協定は留保を認めており、他のすべての加盟国の同意を要件としている（関税評価協定第21条）。しかし、他のすべての加盟国の同意を必要とするという留保の一方性を完全に否定する極めて厳格な要件であるため、より簡便な要件を課す WTO 設立協定第9条第3項に基づく義務免除を申請する方が現実的である。閣僚会議による義務免除は、原則として4分の3の加盟国の同意により決定できるからである。もっとも、閣僚会議の義務免除は無期限では認められず期限を経過する毎に免除を正当化する例外的な事情が引き続き存在するか否か、免除に付された要件が満たされているか否かが審査される（WTO 設立協定第9条第4項）。これまでところ、関税評価協定の留保が認められた事例はないが、関税評価協定の適用について義務免除が認められたのは、ペルー、カメルーン、マダガスカル、ハイチ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、セネガル、カーボヴェルデの8か国である。セネガルについては、期限を2回延長する決定が行われた。しかし、いずれの期限も現在となつては経過している。

【表3】関税評価協定の適用等に関する義務免除

	義務免除の内容	決定日	履行期限	WTO 文書番号
ペルー	関税評価協定の適用	1999年7月15日	2000年4月1日	WT/L/307
カメルーン	関税評価協定の適用	2001年5月8日	2001年7月1日	WT/L/396
マダガスカル	最低課税価額制度の維持	2001年7月18日	2003年11月17日	WT/L/408
ハイチ	関税評価協定の適用	2001年12月1日	2003年1月30日	WT/L/439
ドミニカ共和国	最低課税価額制度の維持	2001年12月20日	2003年7月1日	WT/L/442
エルサルバドル	関税評価協定の適用	2002年5月13日	2002年3月7日	WT/L/453
セネガル	最低課税価額制度の維持	2004年5月17日	2005年7月30日	WT/L/571
セネガル	最低課税価額制度の維持 (延長)	2006年7月28日	2009年6月30日	WT/L/655
セネガル	最低課税価額制度の維持 (延長)	2008年7月31日	2009年6月30日	WT/L/735
カーボヴェルデ	関税評価協定の適用	2011年5月3日	2012年1月1日	WT/L/812

(2) 国内法令通報義務違反の蔓延

さらには、経過期間が付与あるいは延長されていないにもかかわらず、実施のための国内法令が通報されておらず、当該協定を明らかに履行していない途上国が多い。

関税評価協定は、関税評価協定が適用されるまでに、国内法令を関税評価協定に適合的にすることを確保する義務を課し、国内法令の改正や運用の変更を関税評価委員会に通報する義務を課す（第22条）。2017年になっても表4に示すように36か国が関税評価協定を実施するための国内法令を関税評価委員会に通報していない⁽⁷⁾。これは形式的には関税評価協定第22条に対する明白な違反である。形式的には国内法令通報義務違反に過ぎないが、実質的にはそもそも関税評価協定を実施していないという実体的義務の違反が存在することは明白であり軽視すべきではない。

輸入許可手続協定も同協定が適用されるまでに、国内法令を同協定に適合的にすることを確保する義務を課し、国内法令の改正や運用の変更を輸入許可手続委員会に通報する義務を課す（第8条第2項）。輸入許可手続協定も留保を認めており、他のすべての加盟国の同意を要件としている（同第1項）。ゆえに、関税評価協定と同様に閣僚会議による義務免除を申請する方が現実的である。これまでところ、輸入許可手続協定について閣僚会議の義務免除を申請したり、留保を行った加盟国はない。東京ラウンドコードの締約国ではない途上国は、WTO協定が自国について効力を生ずる日から2年以内に限り、自動輸入許可に関する規定の一部の適用を延期できるという経過期間条項が設けられている（第2条第2項脚注）。しかし、経過期間の延長が認められていないにもかかわらず、2017年になっても表4に示すように、25か国が国内法令を通報していない⁽⁸⁾。関税評価協定と異なるのは、経過期間条項が輸入許可手続協定全体の適用の延期を認めるものではなく、自動輸入許可制度が存在する場合に限り、関連規定の一部の適用延期を認めるものに過ぎないことである。にもかかわらず、自動輸入許可制度の不存在すら通報されていない。関税評価協定と同様に、形式的には国内法令通報義務違反に過ぎないが、実質的にはそもそも自動的輸入許可の制度があるのに輸入許可手続協定を実施していないという実体的義務の違反が存在することは明白である。

(7) WTO document G/L/233/Rev.24, pp.40-41.

(8) WTO document G/L/233/Rev.24, pp.43-44.

WTO 協定の義務違反の蔓延によるその規範性の脆弱化（濱田）

【表 4】関税評価協定及び輸入許可手続協定の国内法令通報義務違反国

違 反 国	後発途上国/ 新規加盟国	関税評価協定	輸入許可 手続協定
アンゴラ	後発	×	
アンチグアバーブーダ		×	
バングラデシュ	後発	×	
ベリーズ		×	×
ベニン		×	
ボツワナ			×
ブルンジ	後発	×	
ブルネイ			×
カーボヴェルデ	新規	×	×
カンボディア	後発・新規		×
カメルーン		×	
中央アフリカ	後発	×	×
チャド	後発	×	
コンゴ		×	×
エジプト			×
エルサルバドル		×	
ガーナ		×	
グレナダ		×	
ギニア	後発		×
ギニアビサウ	後発	×	×
ガイアナ		×	
ハイチ	後発	×	
カザフスタン	新規	×	×
モルディブ		×	×
モーリタニア	後発	×	×
モンゴル	新規	×	
モザンビーク	後発		×
ミャンマー	後発	×	×
ネパール	後発・新規		×
ニジェール	後発	×	
パプアニューギニア		×	×
ルワンダ	後発		×
セントキッツ・アンド・ネイビス			×
セントルシア		×	
セントヴィンセント・アンド・グレナディン			×
サモア	後発・新規	×	
サウジアラビア	新規		×
セイシェル	新規	×	
シエラレオネ	後発	×	×
ソロモン諸島	後発		×
南アフリカ共和国			×
タジキスタン	新規	×	
タンザニア	後発		×
トーゴ	後発	×	
トンガ		×	
アラブ首長国連邦		×	
ヴァヌアツ	後発・新規	×	×
ヴェトナム	新規	×	
イエメン	後発	×	×
合計		36か国	26か国

(注) 「×」が未通報を示す

「後発」は後発途上国を示す。「新規」は新規加盟国を示す。

関税評価協定が認める最長の経過期間は、東京ラウンド関税評価コードの締約国ではない途上国が積算価額制度を有していた場合に認められ、WTO協定が自国について効力を生じる日から最長8年間である。関税評価協定及び輸入許可手続協定の国内法令を通報していない国のうち、新規加盟国は加盟時から最長8年間協定の適用が免除される。ゆえに、新規加盟国については必ずしも現時点で違反であるとは即断できない。しかし、例えばモンゴルは1997年1月29日に加盟しており、最長の経過期間である8年を経過していることから、新規加盟国にも国内法令通報義務が現に見られる。

両協定の国内法令通報義務違反を比較すると、後発途上国が両協定とも違反している事例が多いものの、必ずしも主に後発途上国が国内法令通報義務に違反しているわけではない。さらに言えば、関税評価の実施には税関職員の高度の技術的知識経験の蓄積が不可欠であることから、より多くの途上国がその実施に困難を抱え、閣僚会議の義務免除を申請した国もあり、より多くの途上国が国内法令通報義務に違反していることが見て取れる。しかし、アラブ首長国連邦のような豊かな途上国が関税評価協定に基づく国内法令通報義務に違反したり、エジプトや南アフリカといった比較的経済発展を遂げた途上国が輸入許可手続協定に基づく国内法令通報義務に違反していることは看過できないであろう。もっとも、輸入許可手続については、自動輸入許可制度が仮に存在するならば、自動輸入許可を輸入に対する制限的効果を有する方法で実施することが禁止され、その申請の受理から遅くとも10執務日以内に承認しなければならない(第2条第2項(a)(iii))。様々な輸入許可手続が存在する途上国においてすべての自動輸入許可について迅速な承認を行うよう確保することが非常に困難であるという背景もある。

延長された経過期間が経過した場合、本来は当該協定が適用されるはずだが、必ずしも遵守されていないのが現状である。本来、ドーハ開発アジェンダ交渉が進めば、交渉議題の1つに「履行問題」が含まれていることから、経過期限の再延長、あるいは、新たな経過期間の規定すら認められた可能性がある。しかし、ドーハ開発アジェンダ交渉は事実上「放棄」されており、経過期間の問題が現行規定にとどまるのか否か確定的な判断はできない。少なくとも言えることは、現行規定から見れば、条約規定の改正を経ないままに、経過期間が延長され、後発途上国についてはTRIMs協定については新規の違法措置の導入まで認められた上、TRIMs協定やTRIPs協定の履行期限は事実上無期限であると考えられる。ましてや補助金協定の延長経過期間透明化手続から見ても、経過期間経過後に必ずしも遵守されているとは言い難い。加えて、実施のための国内法令の通報状況から見て、経過期間が付与あるいは延長されていない非常に多くの途上国の不履行は紛争解決手

続に提訴されていないだけで潜在的に存在していると考えられる。

(3) 複数国間協定の加盟交渉期限に関する問題

新規加盟国がその経済規模にかかわらず極めて高水準の自由化義務を負っていることは先に指摘したとおりである。WTO 加盟国側は、中国の加盟条件の先例になることを恐れ、いずれの加盟申請国ともその経済規模にかかわらず高水準の自由化義務（いわゆる WTO プラス⁽⁹⁾を含む）を伴う加盟議定書を合意させようとするし、加盟申請国側は WTO 加盟国のすべての要求に応じなければ加盟が承認されない上、特定国間不適用（WTO 設立協定第13条）を援用される恐れがある。

WTO 設立協定第12条第1項は、加盟を希望する国または独立関税地域が WTO と合意した条件により、WTO 協定に加盟できると定める。具体的な加盟条件は規定されておらず、WTO と合意した条件としか規定されていない。この加盟申請国と WTO との間の合意を加盟議定書という。加盟議定書は、WTO 協定と同様に法的拘束力があり、加盟国はその違反について紛争解決手続に対し申立を行うことができる⁽¹⁰⁾。

同第2項は、関係会議が全加盟国の3分の2以上の多数による決定で加盟を承認することとされている。しかし、WTO での意思決定は紛争解決機関を除いてコンセンサス方式により行われるため（WTO 設立協定第9条第1項）、いずれか1カ国の加盟国が反対すれば加盟は承認されない。加えて、ある加盟国がある新規加盟国に対し WTO 設立協定、附属書1及び2の多角的貿易協定の適用に同意しなかった場合、当該加盟国間においてはこれらの協定が適用されないという特定国間不適用も認められているため、加盟申請国側は極めて弱い立場で加盟交渉に臨み、加盟国側は加盟条件を釣り上げ加盟申請国がそれらにすべて同意しない限り加盟できない状況にある。こうした背景の下で、本来複数国間協定として一括受諾の例外としてその締結が任意であるはずの GPA に対する加盟期限を WTO の加盟議定書で定める事例が見られる。

WTO 加盟国は、GPA 締約国との間で合意される条件により GPA に加盟することがで

(9) WTO 協定上義務付けられていない自由化を約束すること、あるいは、WTO 協定上義務付けられた基準・水準を超えて自由化約束を行うことを一般に WTO プラスという。

(10) このことはパネル及び上級委員会で繰り返し確認されてきた。詳しくは、川島富士雄「中国の自動車部品の輸入に関する措置」経済産業省『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 XIX』2009年、同『【WTO パネル・上級委員会報告書解説③】中国—出版物等の貿易権及び流通サービスに関する措置（WT/DS363/R, WT/DS363/AB/R）—非 GATT 規定違反の GATT20条正当化の可否を中心に—』経済産業研究所ポリシー・ディスカッション・ペーパー（11-P-013）、2011年参照。

きる（1994年の GPA 第24条第2項）。WTO 加盟国は、GPA 締約国との間で合意され、GPA 委員会で決定される条件により、GPA に加入することができる（1996年の GPA 第22条第2項）。GPA への加盟と WTO 加盟交渉とは独立に行われ、後者が先である。1994年の GPA の原加盟国^②は、カナダ、EU、イスラエル、日本、ノルウェー、スイス、米国の7か国に過ぎない。その後加盟国が増えたと言っても1994年又は1996年の GPA の加盟国は現在でも18か国にすぎず、WTO の原加盟国の途上国が締結した例はまれで、韓国、シンガポール、香港だけである。経済的に見ても、政府調達に国民総生産に占める割合が大きいため、公共投資をできる限り当該地域あるいは当該国家に存在する企業に受注させ地域や国家の経済発展に寄与させようとする考えはよく見られる。

しかしながら、WTO 加盟交渉を通じて後発途上国以外はすべての新規加盟国が GPA に加盟することを約束している。後発途上国すら加盟意図を表明したり加盟交渉を行っている国もある。これまでにアルメニア、モルドヴァ、モンテネグロ、台湾、ウクライナ、ブルガリア、クロアチアの7か国が GPA に加盟した。目下10か国が GPA に対する加盟交渉を行っており、オーストラリアを除きすべてが WTO の新規加盟国である。さらに、5か国が WTO の加盟議定書上 GPA に対する加盟を義務付けられているが、実際には GPA の加盟交渉は開始されていない。

【表5】GPA の加盟交渉国

加盟交渉中	アルバニア、オーストラリア、中国、グルジア、ヨルダン、キルギス、オマーン、ロシア、タジキスタン、旧ユーゴスラビア・マケドニア
加盟意図表明	アフガニスタン、カザフスタン、モンゴル、サウジアラビア、セイシェル

GPA の加盟交渉は、端的に言えば、GPA の適用対象となる機関、基準額、サービスを確定する交渉である。加盟申請国はこれらに関するオファーを提出し、加盟国はそれに対する自由化要求を行う。1994年の GPA については加盟申請国がすべての加盟国との合意を締結すれば、1996年の GPA については加盟申請国がすべての加盟国との合意を締結した上で委員会の決定を経れば加盟国となることができる。

中国の GPA 加盟交渉が難航していることから見ても、GPA の加盟交渉は適用対象や基準を取捨選択するのが難しい高度に技術的な交渉である。しかも自由化約束の経済的な影響は大きい。その反面、適用対象となるような巨大な公共投資が少なかったり、政府機

②) 1994年の GPA が改正され、改正された GPA が1996年1月1日に発効した（同第12条第1項）。1994年の GPA の当事国のうちスイスだけが1996年の GPA の当事国ではない。

関に準じて GPA の適用対象にしなければならない主体が存在せず、たとえ存在しても GPA の対象機関とみなしたり、基準額を低くしたりして、幅広く自由化するのであれば加盟交渉は短期間で終了する。

【表 6】WTO 加盟議定書における GPA 加盟約束と加盟日

WTO 加盟議定書	GPA 加盟約束と加盟日
モンゴル 加盟議定書： WT/ACC/MNG/9	WTO 加盟時オブザーバー申請。WTO 加盟後 GPA 加盟交渉開始 (para.59)
ブルガリア 加盟議定書： WT/ACC/BGR/5	WTO 加盟時オブザーバー申請。1997年6月末までに適用対象表提出。1997年12月末までに GPA 加盟交渉を完了 (para.80) GPA 加盟日：2007年1月1日
パナマ 加盟議定書： WT/ACC/PAN/19	1997年6月末までに適用対象表を提出。1997年12月末までに GPA 加盟交渉を完了 (para.68)
キルギス 加盟議定書： WT/ACC/KGZ/26	WTO 加盟時 GPA 加盟交渉開始・適用対象表提出。1999年12月末までに GPA 加盟交渉を完了 (para.120) GPA 加盟交渉中
ラトヴィア 加盟議定書： WT/ACC/LVA/32	WTO 加盟時 GPA 加盟交渉開始・適用対象表提出。1999年12月末までに GPA 加盟交渉を完了 (para.100) GPA 加盟日：2004年1月1日
エストニア 加盟議定書： WT/ACC/EST/28	WTO 加盟時 GPA 加盟交渉開始・適用対象表提出。1999年12月末までに GPA 加盟交渉を完了 (para.107) GPA 加盟日：2004年1月1日
ヨルダン 加盟議定書： WT/ACC/JOR/33	WTO 加盟時 GPA 加盟交渉開始・適用対象表提出。WTO 加盟と同一年度内に GPA 加盟交渉を完了 (para.179) GPA 加盟交渉中
グルジア 加盟議定書： WT/ACC/GEO/31	WTO 加盟時 GPA 加盟交渉開始・適用対象表提出。2000年12月末までに GPA 加盟交渉を完了 (para.117) GPA 加盟交渉中
アルバニア 加盟議定書： WT/ACC/ALB/51	WTO 加盟時 GPA 加盟交渉開始・適用対象表提出。2000年12月末までに GPA 加盟交渉を完了 (para.123) GPA 加盟交渉中
オマーン 加盟議定書： WT/ACC/OMN/26	WTO 加盟時 GPA 加盟交渉開始・適用対象表提出。WTO 加盟と同一年度内に GPA 加盟交渉を完了 (para.121) GPA 加盟交渉中
クロアチア 加盟議定書： WT/ACC/HRV/59	WTO 加盟時 GPA 加盟交渉開始・適用対象表提出。2001年12月末までに GPA 加盟交渉を完了 (para.156) GPA 加盟日：2013年1月1日
リトアニア 加盟議定書： WT/ACC/LTU/52	WTO 加盟時 GPA 加盟交渉開始・適用対象表提出。2002年12月末までに GPA 加盟交渉を完了 (para.156) GPA 加盟日：2004年1月1日
モルドヴァ 加盟議定書： WT/ACC/MOL/37	2000年9月29日までにオブザーバー申請。WTO 加盟時 GPA 加盟交渉開始・適用対象表提出。WTO 加盟と同一年度内に GPA 加盟交渉を完了 (para.150) GPA 加盟日：2016年7月14日

中国 加盟議定書： WT/ACC/CHN/49	WTO 加盟時オブザーバー申請。GPA 加盟交渉開始・適用対象表提出 (para.341)。中央政府及び地方政府の全機関を適用対象とする等の高度の自由化約束を行うことを約束 (para.339) GPA 加盟交渉中
台湾 加盟議定書： WT/ACC/TPKM/18	WTO 加盟時 GPA 加盟交渉開始・適用対象表提出。WTO 加盟と同一年度内に GPA 加盟交渉を完了 (para.166) GPA 加盟日：2009年7月15日
アルメニア 加盟議定書： WT/ACC/ARM/23	WTO 加盟時オブザーバー申請。GPA 加盟交渉開始・適用対象表提出。2003年12月末までに GPA 加盟交渉を完了 (para.153) GPA 加盟日：2011年9月15日
旧ユーゴ 加盟議定書： WT/ACC/807/27	WTO 加盟時 GPA 加盟交渉開始・適用対象表提出。交渉開始後2年以内に GPA 加盟交渉を完了 (para.177) GPA 加盟交渉中
サウジアラビア 加盟議定書： WT/ACC/SAU/61	WTO 加盟時 GPA 加盟交渉開始・適用対象表提出。WTO 加盟と同一年度内に GPA 加盟交渉を完了 (para.231)
ウクライナ 加盟議定書： WT/ACC/UKR/152	WTO 加盟時オブザーバー申請。GPA 加盟交渉開始。1年以内に適用対象表提出 (para.358) GPA 加盟日：2016年5月18日
モンテネグロ 加盟議定書： WT/ACC/CGR/38	WTO 加盟時 GPA 加盟交渉開始・適用対象表提出。2013年12月末までに GPA 加盟交渉を完了 (para.182) GPA 加盟日：2015年6月15日
ロシア 加盟議定書： WT/ACC/RUS/70	WTO 加盟時 GPA 加盟交渉開始。4年以内に適用対象表提出 (para.1143) GPA 加盟交渉中
タジキスタン 加盟議定書： WT/ACC/TJK/30	WTO 加盟時オブザーバー申請。1年以内に GPA 加盟交渉開始 (para.244) GPA 加盟交渉中
セイシェル 加盟議定書： WT/ACC/SYC/64	WTO 加盟後1年以内に GPA 加盟交渉開始 (para.322)
カザフスタン 加盟議定書： WT/ACC/KAZ/93	WTO 加盟時オブザーバー申請。GPA 加盟交渉開始。4年以内に適用対象表提出 (para.949)
アフガニスタン 加盟議定書： WT/ACC/AFG/36	WTO 加盟時オブザーバー申請。1年以内に交渉開始 (para.199)

WTO の加盟議定書において後発途上国以外はすべて GPA に加盟することを約束している。GPA の加盟交渉期限が定められてもいずれの国も加盟交渉期限を守れなかった。加えて、5か国が WTO の加盟議定書上 GPA に対する加盟を義務付けられているが、実際には GPA の加盟交渉を開始していない。WTO の加盟交渉では、加盟申請国の経済規模にかかわらず GPA 加盟義務が課されている。しかも、加盟義務を遵守できた国は1カ国もない。GPA に短期間で加盟できた WTO 新規加盟国の GPA の加盟条件を見ると、

極めて広範囲の自由化約束を行うなど、その経済実態から見て GPA の適用対象となるような調達が実際にはほとんど存在しないと考えざるを得ない。

3. 結 論

WTO には強力な紛争解決制度が設けられ高度に「法化」が進行して、WTO 体制の安定性と予見可能性を高めたと評価できる。しかし、米国や EU などの大国の履行を必ずしも促進することができず、かえって紛争解決制度の実効性が害され、WTO の正統性や信頼性が揺らいでいる。このような「大国の義務違反」は多くの先行研究が指摘し懸念するところである。

WTO 協定は、一括受諾により、原則として先進国途上国を問わず同一の義務を課す。途上国の履行能力を考慮し経過期間を設けたが、経過期間を経過後も多数の途上国が WTO 協定上の様々な義務に違反し、事実上違反が放置（受忍・黙認）され、その一部が追認されるに至っている。

こうした「小国の義務違反」は、「大国の義務違反」と異なり紛争解決制度によりその存在が顕在化するのではない。「小国の義務違反」は、加盟国からの国内法令や措置の通報を WTO の各理事会あるいは委員会が審査する国際コントロールを通じて明らかになっている。第 1 に、経過期間が経過しても履行できないあるいは履行しない加盟国が多数存在している。経過期間の延長手続は不徹底なもので、経過期間を事実上無期限で認めたり、経過期間経過後に遵守が徹底されているとは言い難い。第 2 に、実施のための国内法令を通報していない加盟国が多数存在している。これらは、形式的に見れば、通報義務違反という手続法的義務違反である。しかし、当該協定を実施していないことは明白であるから、同時に実体的義務・主観的義務の違反を伴っていることが潜在的に示されている。第 3 に、WTO の加盟交渉で GPA への加入が義務付けられることがあるが、加盟議定書で定められた交渉期限を遵守できた国はない。各理事会及び委員会は、各加盟国による通報を定期的に審査するなどして、その履行を促しているが、こうした「小国の義務違反」の蔓延を抑制するに至っていない。

本来条約は締結国それぞれがその国益の確保を十分に考慮したうえで条約上明確に定められた義務を履行する意思と能力を確認できる権利義務関係を規定することを当然の前提としている。強力な紛争解決制度を備え高度に「法化」した多数国間条約である WTO 協定において、履行する意思と能力を無視した過大な義務が課され、各加盟国に課された実

体的義務・主観的義務の違反が顕在的にあるいは潜在的に蔓延している。こうした「小国の義務違反」は事実上放置（受忍・黙認）され、その一部が追認されるまでに至っている。こうした「小国の義務違反」は、WTO体制の正統性を害し、条約規範の規範性を脆弱化・希薄化させていることが懸念される。